

事務連絡
令和3年8月24日

関係医療機関 御中

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症にかかる周産期医療体制の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症患者への対応につきましては、多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般の千葉県で発生した痛ましい事例を受け、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。新型コロナウイルス感染症にかかる妊婦を含む入院病床の確保については、これまでからご検討いただいているところですが、今後同様の事案の再発防止のため、感染妊婦の受入体制の確保について、改めてご検討いただきますようお願いいたします。

既存確保病床内での対応も含め、妊婦にかかる病床の開設・拡充にご協力いただける場合は、下記の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局医療体制班

電話：078-362-4351（医務課竹内）

E-mail : satoshi_takeuchi01@pref.hyogo.lg.jp

医政発 0823 第 16 号
令和 3 年 8 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備について

新型コロナウイルス感染症対策については、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、各都道府県におかれでは、新型コロナウイルス感染症の妊産婦を受け入れる医療機関の設定等を進めていただいているところですが、令和 3 年 8 月 17 日に千葉県で自宅療養中の新型コロナウイルス感染妊婦が自宅で早産となり、新生児が死亡するという大変痛ましい事例が発生しました。

本事例に関しては、「新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について（確認依頼）」（令和 3 年 8 月 20 日付け事務連絡）により、今後の同様の事案の再発防止のため、至急、新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について、改めて周産期医療協議会等において、関係者間で確認・共有すること等をお願いしているところですが、改めて、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制の着実な整備について、下記のとおり検討・確認の実施の徹底等をお願いします。

なお、今回お願いする体制整備については、既に各地で行われている各種の取組について、実効性を確保するという趣旨であり、着実な運用がされていれば必ずしも現状の取扱いの変更を求めるものではありません。地域において実効的な体制が既に構築されている場合については、引き続き、そうした体制の維持をお願いするものであることを申し添えます。

記

1. 確実な周産期医療体制の確保

- これまで、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制については、各都道府県において、周産期医療協議会等の開催による、新型コロナウイルスに感染した妊産婦の受け入れ医療機関の設定、都道府県調整本部等において

周産期医療の専門家（災害時小児周産期リエゾン等）に連絡が取れる体制の整備等を要請しているところである。

○ 新型コロナウイルスに感染した妊産婦については、肺炎の重症化に対応できる専門性を有する集中治療が必要となる可能性が高く、さらに感染妊産婦の産科的緊急処置も必要となる場合があることから、受入れ医療機関を確実に設定する必要がある。

○ 今回の事案を踏まえ、各都道府県におかれでは、地域の関係者とともに周産期医療体制の再確認・共有等を実施していただいているところであるが、産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れを行う医療機関を確実に設定することについて、改めて検討をお願いしたい。

なお、検討にあたっては、時間帯（例：平日、休日、夜間）ごとの体制や、自宅療養中等の妊産婦において産科的対応が必要となる場合等についても、それぞれ検討いただきたい。

○ また、産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れを行う医療機関が確実に妊産婦を受け入れることができるよう、当該医療機関に妊産婦が集中することの軽減策（例：産科的管理の必要性が低い状態の妊産婦については、上記の医療機関以外で受け入れる等）について、周産期医療協議会等において検討いただきたい。

なお、併せて、自宅療養中等の妊産婦において、産科的対応ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状悪化が認められた場合の受入れについても、周産期医療協議会等において検討いただきたい。

○ また、周産期医療協議会等に消防機関等の関係者の参画を求ることについて、検討いただきたい。

2. 新型コロナウイルスに感染した妊産婦の緊急性を踏まえた救急搬送・移送

○ 新型コロナウイルスに感染した妊産婦について、より迅速かつ円滑な医療機関の選定と救急搬送・移送を目指す必要がある。

○ このため、1. で設定された産科的緊急処置が必要な妊産婦の受入れを行う医療機関のリストについて、都道府県消防防災主管部局等を通じて各消防機関に共有いただきたい。

- また、上記の医療機関における空き病床状況についても、同様に共有いた
だきたい。
- その上で、妊産婦から消防機関に出動依頼があった際、産科的緊急処置が
必要であると判断した場合において、消防機関も即時に受入れ医療機関を選
定し、救急搬送する方法について、改めて地域で検討いただきたい。

問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

電話番号：03-3595-2185